

# (仮称) あきた次世代エネルギーコンソーシアム 会則 (案)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、あきた次世代エネルギーコンソーシアムと称する。

(目的)

第2条 当会は、秋田県内における水素エネルギー等の普及・拡大に向けたビジネスモデルを開発・構築し、検証を行うとともに、秋田県を起点とした全国各地での次世代エネルギー利用による地域振興を通じ、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。なお、次世代エネルギーとは、再生可能エネルギーのほか、水素エネルギーや燃料アンモニア等を広く含むものとする。

(活動内容)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 次世代エネルギーに係る調査・研究開発及び実証等に関する事項
- 二 次世代エネルギー関連事業の設立・運営等の調査・研究に関する事項
- 三 次世代エネルギー関連事業者の連携協調・マッチング等に関する事項
- 四 次世代エネルギー利用促進に向けた普及啓発・情報発信に関する事項
- 五 次世代エネルギー等に係る制度研究・政策提言に関する事項
- 六 次世代エネルギー等に係る環境教育に関する事項
- 七 その他、コンソーシアムが定める業務

## 第2章 会員

(会員の種類)

第4条 当会は、次の各号に定める会員により構成する。

- 一 正会員
  - 二 賛助会員
  - 三 特別会員
- 2 正会員は、当会の活動に参加することを主たる目的とする団体、個人であり、会員総会等の会議体において議決権1個を有し、発言及び質問をする権利を有する。
- 3 賛助会員は、当会の活動を賛助することを主たる目的とする団体、個人であり、会員総会等の会議体において議決権を有しない。但し、発言及び質問をする権利を有する。
- 4 特別会員は、行政機関や大学、研究機関、経済団体等のうち、当会の目的に賛同する団体・個人とし、会員総会等の会議体において議決権を有しない。但し、発言及び質問をする権利を有する。

(経費等の負担)

第5条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、特別会員については入会費及び会費とも免除とする。

(入会)

第6条 当会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員が退会を希望するときは、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議、決議により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。

- 一 この会則に違反したとき
- 二 当会の目的に反する行為をしたとき
- 三 その他当会に不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合
- 四 入会申込書に虚偽の記載があった場合

### 第3章 会員総会

(会員総会)

第9条 当会の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時会員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 会員総会は、理事会の決定に基づき、会長が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(会員総会の成立)

第11条 会員総会は、議決権を有する会員の出席者、書面により表決の意志表示をした者、委任状提出者の合計が、議決権を有する会員の過半数となった場合に成立する。

2 議決権を有する会員は、やむを得ず会員総会に出席できない場合は、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して、他の議決権を有する会員に表決を委任することができる。ただし、受任者の記載がない場合は、会長に委任したものとみなす。また、書面又は委任状を提出した者は会員総会に出席したものとみなす。

(決議の方法)

第12条 会員総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第13条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

#### 第4章 役員等

(役員)

第14条 当会に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長とし、1名を幹事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び幹事長は、理事会の互選によって理事の中から定める。

(役員の仕事権限)

第16条 会長は、当会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、当会の業務の執行の決定に参画する。

4 幹事長は、業務執行理事として、理事会の定めるところにより予算案及び事業計画案の作成に関する事及び業務執行状況の管理監督に関する業務等を執行する。

(監事の仕事権限)

第17条 監事は、理事の仕事の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(顧問、アドバイザー等の仕事権限)

第18条 顧問及びアドバイザー等は、理事会の諮問に対し、意見を表明することが出来る。

2 顧問及びアドバイザー等は、理事会の決議によって選任する。

(任期)

第19条 役員の仕事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 但し、設立時の役員の仕事の任期は、選任後2年以内に終了する次号年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終了の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5 顧問及びアドバイザー等の任期は、理事会によりこれを定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第20条 当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当会の業務執行の決定
- 二 理事及び部会の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、幹事長、顧問、アドバイザー等の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 緊急の必要がある場合、または軽微な事項については、会長は書面による賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

## 第6章 部会

(部会の構成)

第24条 当会は必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成等の詳細については、理事会にて決定する。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第25条 当会の業務を遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は秋田県内に置くものとする。
- 3 業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 当会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

## 第8章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 本会則は、総会の議決をもって変更することができる。

## 第9章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第27条 本会は、次の事由によって解散する。

- 一 総会の議決
- 二 その他総会で定める事由

(解散時の残余財産の処分)

第28条 本会が解散した際の、残余財産の取扱いは、理事会に帰属する。

## 第10章 計算

(事業年度)

第29条 当会の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時会員総会で承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 収支報告書

## 第11章 会費

(入会金及び会費)

第32条 会員の入会金及び会費は次の通りとする。

入会金	正会員	10,000円
	賛助会員	10,000円

	特別会員	(免除)
会費(年)	正会員	30,000円
	賛助会員	10,000円
	特別会員	(免除)

- 2 但し、事業年度の半期（9月30日）を過ぎて入会する際の年会費は、規定の半額とする。
- 3 納入された入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(納入時期・方法)

第33条 入会金は入会時、会費は会員総会時に当会が指定する方法で納入するものとする。但し、入会年度の会員総会開催後に入会する際の年会費は、入会時に当会が指定する方法で納入するものとする。

(入会金及び年会費の免除)

第34条 NPO法人、公益社団法人、一般社団法人、その他の市民活動団体等の任意団体、個人等で、特段の事情がある者については、理事会の決議により入会金及び会費を免除することができる。

## 第12章 雑則

(雑則)

第35条 この会則に定めるもののほか、当会の運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

## 第13章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和6年3月31日までとする。